

文書館だより

第9号

昭和62年7月

発行／群馬県立文書館

〒371 前橋市文京町三丁目七番三号

TEL (0272) 211334

印刷／朝日印刷工業株式会社

〒027 5-1-133

題字 岡庭征人書

○ 欠落者が一人出ると……

― 天田家文書から ―

○ 明治期社寺関係文書の概要

○ 小学校歴史学習における文書館資料の活用
― 「前橋大空襲」の授業例を中心に ―

○ 新たに収蔵された文書の紹介

館長就任にあたって

文書館長 井上 定幸

文書館は郷土に関する歴史的に価値のある古文書や行政文書等の散逸を防ぎ、その保存と利用をはかる目的で昭和五十七年に発足し、早くも五年を経過いたしました。おかげさまでその活動も着実に軌道に乗り、すでに寄贈・寄託をうけた古文書は約十四万点、明治以降の県行政文書は五万五千冊に達しております。また藩史料のマイクロ化も順調に進み、千枚をこえる貴重な明治初期の村絵図の修復作業も三〇%をこえ、利用者も増加の一途を辿っております。なお古文書解説講座や郷土史研究講座なども極めて好評で、年々受講希望者が定員をはるかにうわまつております。

それにしても文書館の仕事は大変地味なものであり、それだけにその機能や運用については、これから検討すべき問題も多いといわねばなりません。今は亡き山田武麿前館長はこの点について「歴史資料の保存と研究のセンターにしたい」「文書館だより」(5号)と願っておられました。非力ながら私も生涯学習社会への対応の問題などもからめ、文書館のビジョンづくりにも取りこんでみたいと存じます。

そのためにも館員一同研鑽にはげむとともに、長い将来を見通して県民への奉仕につとめたいと思います。今後一層のご理解・ご支援をお願いいたします。



南勢多郡富士見村赤城大洞赤城神社見取図(部分)

明治政府の古社寺、名勝等保存の施策(明治12年)により、明治28年県が各古社寺に提出させた大洞赤城神社調書の付属図。(明2316号古社寺調)。赤城神社は自然神としての赤城沼神(三代実録)赤城大明神(神道集)

ともいわれ、上野毛氏の氏神とされている。二之宮・三夜沢の赤城神社(里宮)に対する奥宮。前橋藩主酒井氏の信仰もあつかった。現在は赤城大沼小鳥ヶ島に遷座(昭和45年)されている。(本文3頁参照)(阿久津宗二)

― 収蔵資料の紹介 ―

欠落者が一人出ると……

― 天田家文書から ―

主任専門員 田 中 康 雄

欠落(かけおち)については、『文書館だより』第2号の「レファレンスコーナー」で解説したことがあります。

農民が村から出奔してしまうことは、農業生産を基幹とし、その生産物を年貢として徴収して成立っていた江戸時代の幕藩制社会にとって、許されないことでした。そのため、欠落ちについては、幕府や諸大名は、厳しく取締りました。

欠落者が出た場合、家族や親類、五人組、村役人に対し、期限を切って搜索方(日限)を命じ、見つからないときは、無期限搜索(長尋ね)とするともに、欠落者の財産の相続処置がとられたのは説明してあるとおりです。

この場合、一般には(幕府領)三十日ずつを限って六回、合計百八十日の日限尋ねを行ったようです(「地方凡例録」等)。実際はどうだったでしょうか。天田家文書によって群馬郡下滝村(現高崎市下滝町)の一例を示しますと、第1表のようです。ここで注意しなければならぬのは、三回にわたる捜査報告書の中では、各々三十日限り尋、五十日限り尋、百日限り尋、と表現されているのです

が、事実上の捜査日限は三十日限を単位として、百八十日で日限り尋ねを終えていることです(備考欄)。

この点では結果的には一般的な方法と合致していますが、他の一例、文化五年の例では、三十日限り尋一回、五十日限り尋を三回行った報告がされています。一般的な方法といっても、料があつて欠落した場合は多少取扱いが異なりますし、諸藩では又それぞれ別の方法によつていたようです。高崎藩では、五日限尋を三度、合計十五日間の搜索で発見できないと永尋とする規定でした(郡方式)。また幕府領内でも、取扱方法を誤解して実施していた例もあつたようですので、下滝村の場合も同じようなこと

だったのででしょうか。

ところで、「尋ね」といっても、実際上どのようなことを行ったのか。手段についての具体例を知りませんが、一応、手分けして隣郷を尋ね歩くことが考えられます。(天田家文書一三四三―一四)

それに対し、尋ねられた村では、確認の返答書を作成したようです(写真)。天田家文書中に残されている下滝村欠落人

の例を第2表に掲げます。

この文書の数量は、現在残っているものだけです。下滝村で受取つたもの全部とは限りません。それにしても大量の文書です。こういう村々へ問合せたわけですが、一人の欠落者が出ると、波及的にこれだけの文書が作成されるわけですし、その間の当事者村と関係村々の手間は想像されます。



欠落に関する文書

これらの例で、実際どういう地域に對し問合せているか(返答書の作成村)というところ、下滝村を中心に利根川と烏川とで狭まれた地域の村々をおよそ網羅し、一部烏川を越して新町周辺、武州側の村を含みます。現実的に歩いて探せる範囲というところでしょうか。

ただ倉賀野は含みますが、高崎あるいは新町という繁華な場所が入っていません。返答書を買わなかっただけのことだったのか、確認できていません。これらの地域性については、なお検討して見る必要があるように思います。

第1表 群馬郡下滝村文七欠落一件処理手続書類

	年 次	備 考
家 出	天明2年6月7日	
届 出	天明2年6月13日	(注)
搜索報告(30日尋)	7月18日	6月13日より(30日)
〃 (50日尋)	9月12日	7月13日より(60日)
〃 (100日尋)	12月16日	9月13日より(90日)
長尋請書	天明3年2月16日	
跡株願書	3月2日	
跡株請書	4月24日	

(注) 差出者 文七弟文助、文七伯父、親類2名、五人組4名、名主、組頭、百姓代
宛 名 遠藤兵右衛門(岩島代官)役所
以下の文書もほぼ同様

第2表 群馬郡下滝村欠落人搜索返答書(天田家文書中)

年 次	欠 落 人	返答書
天明2(1782)	文 七	26通
寛政9(1797)	九兵衛一家	65
享和元(1801)	権 蔵	70
文化3(1806)	龜 八	78
文化5(1808)	半 六	48
文化6(1809)	五 兵衛	36
文化7(1810)	山 三郎	30
文化8(1811)	松 之助	70
文化11(1814)	吉左衛門養子	31

明治期社寺関係文書の概要

——件名カードの利用にあたって——

主幹兼専門員 石田和男

文書館では、行政文書の利用検索の便を図るため、簿冊に含まれている件名のカード化を進めています。このたび地方、学務につづいて「社寺」関係文書の件名カードの作成が終了しましたので、閲覧室で一般の方々に利用していただくことにしました。

文書館に収蔵されている明治期の社寺関係文書は、左表のように簿冊数三三四冊、件名カード数は約一万五千枚にもなります。その内容は大部分が神社に関するものです。これは明治新政府が神道に基づく天皇親政をめざしていたため、神社を国家の機関として取扱ったからです。政府には神祇省（四年）教務省（五年）内務省社事務局（十一年）、各県には社寺課（係）が置かれ、公的制度として整備されました。以下、表の分類項目によってその内容の概要を紹介します。

「明細帳」は、政府が神社や寺院の実態・実数を調査するために作成されたものです。本館には明治十年と十二年に作成された明細帳が全県的に収蔵されています。これは各村の社寺ごとに祭神（本

明治期社寺関係文書数

分類項目	簿冊数	件名数
明細帳	103	5,100
異動地	48	2,110
内外地	103	5,078
境内宝物	19	644
什社財産	25	576
由興	4	411
興寺取調	1	101
社寺誌	16	315
社道	1	6
国幣社	1	35
招魂社	4	36
墓碑	2	10
その他	7	148
計	334	14,570

尊、社格、由緒、建物、境内坪数、境内末社、氏子（檀家）人数などが詳細に記録されたもので、昭和二十年まで国家的公的帳簿として県に備えつけられていました。公認の神社や寺院であるためには、必ずこれに登録されなければならなかったのです。

「異動」は、神社の合併に関するものが主ですが、神社の移転・改築・社号改称などの願書、社格昇進願、焼失届なども含まれています。

神社の合併について政府は、崇敬・奉仕に欠ける神社は適宜合併して、神社の尊厳を保持するように、明治初めから指示していましたが、三十九年の勅令によつて全国的な大合併が実施されました。

た。本県では四十〜四十三年に最も盛んに行われ、合併（願）済届が提出されました。神社の改築・移転等については、願書のほかに建物や境内の図面も添付されています。

「境内外地」の文書は、神社や寺院の領地であった境内と境外の土地の面積を調査したもので、平面図にした取調地図と帳簿にした取調帳があります。これは明治四年社寺領上知令の太政官布告により、現在の境内を除くほかは官有地とするために調査したものです。

本館には五〜十一年までの社寺境内外区域取調帳や取調地図が全県的に遺されています。特に取調地図は神社や寺院を色で立体的に表現したのもあり、建物や境内を概観することもできます。

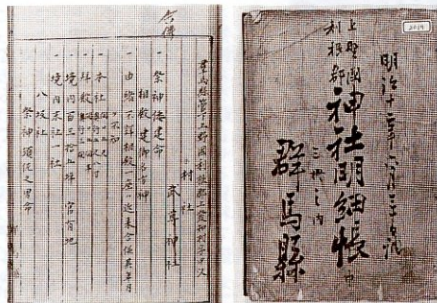
「什宝物」は神社や寺院の祭祀器や仏具、古文書類などの宝物古器を調査したものです。全県の社寺についての文書はありませんが、貫前神社、長楽寺、八幡宮など著名な社寺の什宝物を知ることができます。天台宗、曹洞宗など宗派別調査の報告文書もあります。

「神社財産」は、神社の土地、建物の登録台帳であり、明治四十二年以降の各神社の境内の広さ、建物の大きさや造りなどを知ること

とができます。

「由緒」は明治三十五年に神社の由緒を調査したもので、四簿冊ですが県内各地の著名な神社の由緒がすべて記録された貴重なものである。

「社寺取調」は、明治二十八年に県内の著名な古社寺について、祭神、由緒、建物、境内地、財産、宝物などを調査し



利根郡社寺明細帳（上発知村 武尊神社）

たものです。特に建物については、一つ一つ色彩豊かな見取絵図と境内の鳥瞰図が添付され、神社の実態を知りうえる資料価値が高いものです。

以上が本館に収蔵されている社寺関係文書の概要です。個々の神社や寺院はカードですぐ検索できます。神社や寺院の沿革調査、市町村誌の編さん等多くの方々のご利用をお待ちしております。

小学校歴史学習における文書館資料の活用

——「前橋大空襲」の授業例を中心に——

主任 小 暮 隆 志

一、はじめに

小学校の社会科は身近な社会や地域社会についての理解を深め、その発展として「我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育てる」ことをねらうものです。したがって、小学校で郷土資料を授業に取り入れることは、真にこの主旨にそったことであると考えられます。

しかし、発達段階から考えれば郷土資料をそのまま直ぐに授業に使用することはできません。同様の文書資料でも、なるべく地理的、社会的に児童が身近に感じられるものが望ましいわけです。

また、言葉の障害を取り除くことも重要です。資料中の用語や事柄について、できる限り丁寧に解説してやる必要があります。そのために、教師は教材研究を充分に行い、資料を精選するとともに教材に精通していなければなりません。

さらに、小学校で文書資料を扱う場合は、特に他の写真や図表等と有機的に組み合わせることが、児童の学習意欲を高め持続させるうえに大切だと考えます。ここでは、第二次世界大戦中の国民生

活を理解させる場面に、前橋大空襲を取り上げ、本館収蔵資料を活用した場合の展開例を考えてみたいと思います。

二、指導計画・指導過程への位置づけ
本時の授業は「改訂新しい社会6下」(東京書籍)によると次のとおりです。

一 日本の歴史 (57時間)

(五) 明治からの世の中 (20時間)

4 戦争と国民生活 (4時間)

軍部の台頭 (1時間)

日中戦争 (1時間)

第二次世界大戦

まとめ・評価 (1時間)

本時は通常の授業の中に郷土教材を位置づけた例ですが、他にトピックとして特設する場合も考えられます。

三、資料について

資料① (20・8・6朝の連雀町通りの写真) 市中心部が一面の焼け野原になったことが良くわかるものです。(「戦災と復興」昭和39年前橋市役所発行)

資料② (被害一覧表) 被害を数値的に理解させる資料です。(「戦災と復興」

資料③ (被災地図) 面積を視覚に訴え、資料②による数値的理解を一層深めるものです。(「戦災と復興」附図)

資料④ (空襲時に於ける工場・鉱山・事業場従業員の心得) 日常の心構え、警報の種別、空襲時の行動を示した広報です。学徒労働員の生徒にもわかるようにできているので、そのまま使えます。(文書館蔵群馬県行政文書 写真参照)

資料⑤ (当夜の防空監視隊本部(当時副隊長北原一郎氏談) 任された部署を死守して全滅した監視哨、一早く退避した警察署員、女子ばかりでしたが、日頃の訓練が生きて助かった監視隊員等の体験談が、資料④との対比で明瞭に理解できるものです。(「戦災と復興」)

江) 焼夷弾と爆弾の直撃で家と家族を失った体験談で、資料⑤・⑥との対比で、当夜の多くの人々の行動がわかる資料です。(「村民のつづる戦争の中ぐらし」昭和61年富士見村教育委員会発行)

資料⑦ (授業がなかった学校―戦時下の女子中学生の絵日記― 伊藤治子著) 戦中、敗戦の日、戦後のものを幾つか選び出したものです。原文をそのままの形にしてあるので、当時の子どもが感じたことがよく現われています。東京でのことですが、学習の一般化に使うのに適しています。(一九八六年偕成社発行)

資料⑧ (昭和57年の前橋市街地の写真) 資料①との対比で今の平和を守ろうとする気持ちを起させる資料です。(「前橋市史 第五巻」昭和59年前橋市役所発行)

資料⑥ (空襲をうけて 前橋市 狩野文

空襲に 対する心得	
<p>防空監視隊員は、</p> <p>① 監視哨に全滅した監視隊員等の体験談が、資料④との対比で明瞭に理解できるものです。(「戦災と復興」)</p>	<p>防空監視隊員は、</p> <p>② 監視哨に全滅した監視隊員等の体験談が、資料④との対比で明瞭に理解できるものです。(「戦災と復興」)</p>

空襲に対する心得

空襲に 対する心得	
<p>防空監視隊員は、</p> <p>③ 監視哨に全滅した監視隊員等の体験談が、資料④との対比で明瞭に理解できるものです。(「戦災と復興」)</p>	<p>防空監視隊員は、</p> <p>④ 監視哨に全滅した監視隊員等の体験談が、資料④との対比で明瞭に理解できるものです。(「戦災と復興」)</p>

「自昭和13年至昭和22年 警防 例規」より。
(簿冊番号 昭5664)

四、本時の学習

前橋大空襲（戦争と国民生活）

改訂新しい社会 6下（東京書籍）

（ねらい） 前橋大空襲の様子を知り、第二次世界大戦の終り頃は日本全土が激しい空襲を受けて、国民のくらしは苦しくなるばかりであったことを理解させる。

過程	学 習 活 動 ・ 内 容	指 導 上 の 留 意 点	資 料
き づ く	<p>○写真や図表から前橋大空襲について知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降伏のわずか10日前のできごと。 ・一面の焼け野原だ（市中心部の60%）。 ・死者は535人、けが人は約600人など被害者は60,738人もいた（市中心部ではおよそ10人に9人）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○1945年8月5日の夜をしっかりと押える。 ○資料①では土蔵を残す他はほとんど焼けてしまったことを視覚的に理解させる。 ○資料②では被害の概要を数値的におさえる。 ○資料③では被害の広さを地図上で確認する。 ○人口（約93,000人）の割に死者、けが人の少ないことに気付かせ、当時の市民の行動や生活に目を向けさせる。 	<p>資料① 資料② 資料③</p>
つ か む ・ た て る	<p>○空襲のとき前橋市の人々はどのように行動したのかを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空襲を知らせる方法があったので、準備をして逃げたのだろう。 ・空襲のときどうするかについて何かきまりがあったのだろう。 ・係が決まっていた避難訓練で練習をしていたのだろう。 	<p>○教科書の「政府や軍部は、『ぜいたくは敵だ。』『ほしがりません勝つまでは。』などの標語をかかげて、国民生活をこまかく統制しました。」という記載から、何かきまりのようなものがあったのではないかということに着目させる。</p> <p>○単に「逃げた」というような反応に対しては、学校の避難訓練などを想起させる。</p>	<p>教科書</p>
さ ぐ る	<p>○資料④を読んで空襲に対する心構えや、空襲のあることを知らせる方法について知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦争にいない人も産業戦士として戦死を覚悟させられていた。 ・防空警報もいろいろあって音などでわかるようになっていた。 <p>○「空襲警報が発令されたら」、「空襲を受けたら」を読み、その感想を話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あわてずに訓練のとおりすとか、死んでも守れとか、一度落ちた所には落ちないから火を消せとか、ずいぶん無理なことが多い。 <p>○前橋大空襲の体験談を読み、実際の様子について、資料④と対比して話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空襲に対する心得は全く役に立たなくはなかったが、ほとんどそのとおりにはいかなかった。 	<p>○資料④を配布し、説明する。ただし、ルビがあるので、代表して読ませることもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○働いている人も軍人と同じ心構えを持つよう指導されていたことをおさえる。 ○サイレンなどは試行させてもよい。 <p>○話し合いの中で、ずいぶん無理なことをさせようとしたことなどに気付かせ、実際の空襲ではどうだったのか疑問を投げかける。</p> <p>○資料⑤、⑥を配布し、読み聞かせ、資料④と対比させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料⑤では監視哨の全滅、監視隊員の命びろい、いずれも学校の生徒や女子であることに着目させたい。 ・資料⑥では多くの人々は逃げるだけ、または動きもとれず、家が焼えたり、家族を失ったりしたことに着目させたい。 	<p>資料④ 資料⑤ 資料⑥</p>
ま と め る	<p>○空襲を受けた前橋市の人々はどんな思いであったかを話し合い、人々のくらしは一層苦しくなるばかりであったことを知る。</p>	<p>○一夜のうちに家も、道具も、着るものも、食べるものもないくらしになってしまったら、私たちはどうなるだろうかなどを想起させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料①、③などを使い状況の説明を付け加えることも考える。 	<p>資料① 資料③</p>
ふ か め る ・ ひ ろ げ る	<p>○資料⑦を読み戦争を体験した女子中学生の気持ちを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦争に勝つため、苦しかったがしんげんに工場で働いた。 ・負けてくやしかったが、新しい日本の担い手として、今まででできなかった勉強に安心してとりくめる喜びが感じられる。 <p>○今の前橋市の写真を資料①と比較しながら、平和を守るため私たちはどんな気持ちで何をしたらよいか話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二度と戦争を起こしてはならない。 	<p>○資料⑦を著者について解説を加えてから読み聞かせる。戦争中の毎日の様子と戦後の著者の気持ちの変化に着目させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科書の学徒勤労動員、食糧配給、原爆などの写真や解説で補足説明する。 <p>○資料⑧と①をならべて提示し、ちがいを明らかにするとともに、今の繁栄の背景には戦争中の苦しい国民生活があったことを理解させる。</p>	<p>資料⑦ 教科書 資料⑧ 資料①</p>

新たに収蔵された文書

古文書

昨年七月以降、本館に寄託された古文書は次表のとおりです。

種別	名称	住所
寄託	前橋市日輪寺町自治会文書	前橋市
	黒沢太朗家文書	鬼石町
	塩原成一郎家文書	前橋市
	前橋市田口町自治会文書	前橋市
	前橋市川原町自治会文書	前橋市
	佐藤忠重家文書	前橋市
勝山敏子家文書	山田実家文書	前橋市
	山田敏子家文書	前橋市
	前橋市	前橋市

★日輪寺自治会文書

近世文書としては、元禄二年の「検地帳」などが残されています。明治初期の文書として「野帳」がほぼ完全形で残され、また明治九年の「地引帳」、明治十年の「名寄帳」、明治十九年の「地籍編纂表」もあり、当時の土地台帳として土地所有の詳しい様子を伝えていると考えられます。なお大正、昭和期の史料もたくさん含まれています。

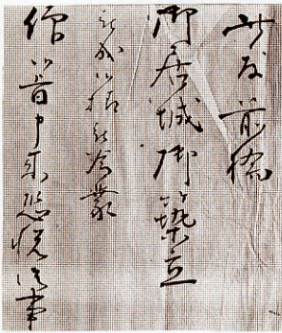
(昭和六十一年十月四日寄託、文書点数五百十八点)

★田口町自治会文書

この文書は、前橋市田口町の宝林寺の

経蔵に眠っていた旧田口村古文書です。

近世に関する文書で数多く見られるのは、田口町が利根川流域に接する位置に存在するためか「泥入」、即ち洪水関係の文書です。例えば、「泥入定免御下代願」「泥入畑林起返川欠御書上帳」「泥入開発小前書上帳」「御下代小前御書上帳」「年々川欠帳」「御引歩書上帳」「社会穀御書上帳」「田口村水押川欠帳」などです。また天保十一年の「銘細帳」元禄二年の「検地帳」「白砂弁振」(幼児殺しのいさめ)「議定書」「農問商書上」「早損書上」などもあります。さらに、前橋城主を川越から呼びもどす願書「御掃城願い書の控」は「松平藩日記」の裏付の史料として貴重なものといわれています。(昭和六十二年二月三日寄託 文書点数三千点) (主幹兼専門員 田嶋 亘)



前橋城御築立御触書(部分)

行政文書

管理受任文書 昭和六十一年度も県の各機関より行政文書を受け入れました。文書はかび・虫害を防ぐためくん蒸した後書庫に排架し、受入登録簿を作成しました。室課別冊数は表1のとおりです。

表1 昭和61年度管理受任文書室課別冊数

室課	区分	永年文書	有期限文書	計
総務部	部長室	5		5
	課	3	34	37
企画部	地方課	47		47
	対策課	61	28	89
衛生環境部	医務課	1	4	5
	衛生課	6		6
農政部	部長室	3		3
	蚕糸課	10		10
農政部	建設課	41		41
	改良課	46		46

商工労働部	職工課	7		7
労働部	課	6		6
	用地課	110	110	220
土木部	建設課	106	109	215
	河川課		109	109
都市計画課	課	130		130
	計	472	394	866
知事部局	合計			16
教委	室	23		23
	管理課	6		6
教委	福利課	45		45
	計	517	394	911

表2 収集文書年度別冊数一覧

部局	年度	57	58	59	60	61	計
総務部		227	3	162	54	91	537
企画部		116	23	97	141	36	413
県民生活部		55		485	67	64	671
衛生環境部		104	3	119	84	72	382
農政部		793	63	354	150	74	1,434
農林部		69		170	44	14	297
商工労働部		79	16	185	47	52	379
土木部		157	85	122	401	104	869
企業局		20		8			8
企業局				15			35
県議会議務局				703	44		747
選管事務局				1		17	18
地労委事務局		135		19			154
教委事務局		209	51	33	66	100	459
その他		2					2
合計		1,966	244	2,473	1,098	624	6,405

5 前項の規定による文書の保存についての取扱いは、文書館長が別に定めるところによる。

(主任 小暮隆志)

棄する文書中将来歴史資料として利用できると思われるものを収集しています。開館以来収集した文書は表2のとおりです。

参考 群馬県文書管理規程(抜粋)

第四十九条 (廃棄)の条項)

4 廃棄する保存文書のうち、文書館長が歴史的資料価値を有するに至ると認められたものは、文書館において歴史資料として保存することができる。

告知板

●古文書読解の相談日の設定

★毎月第二・四水曜日、午後一～五時。

★古文書・記録等の読解についてご相談をお受けします。ただし、全文の筆写は行いません。長文は一部分の筆写となります。価格評価や鑑定はいたしません。書・画類は対象外といたしますのでご承知おください。相談内容によっては、即日解答できないこともあります。ご来館前にお電話をいただければ幸いです。

●勢多・前橋地区文書目録の発刊

目録中には、勢多郡富士見村石井の中島岩雄家、同村横室の秋原満家、前橋市新堀町自治会、同南町井田笑子家(旧前橋藩士渡辺家関係文書)埼玉県越谷市速水益男家(旧前橋藩士速水堅曹関係文書)の五件が掲載。これら文書は本館で閲覧できます。目録については、県内公立各図書館へも配本いたしますのでご利用ください。

●群馬県行政文書簿冊目録第3集発刊

本目録は本館が管理委任を受け保管している群馬県庁行政文書中昭和戦前期に属する文書三、七八四冊(分冊補修製本後)を収録した閲覧検索用の目録です。文書の配列は、現存文書に合わせて本館で独自に定めた書誌別分類項目ごとの編年順になっています。内容は所属年(度)、簿冊標題、作成課名等で、備考欄には、主

な件名、郡市町村名等を記載しました。

●群馬県行政文書簿冊目録第4集発刊

本目録も第3集同様本館が保管している主に明治期地図等一、七六一舗を収録した閲覧検索用目録です。地図は、第一部検見耕地絵図面、第二部地券発行にかかる地引絵図、第三部村字限図等六部に大別してあります。概要及び利用法等は本誌第1号及び第5号を参照

●新たに閲覧できる文書の紹介

富岡市阪本千太郎家旧蔵文書二六〇点は、検地帳、五人組帳、年貢等の基本文書のほか、麻、砥石等営業関係や支配領主関連の資料が保存されています。太田市強戸岡部殺家は、県議故駒次郎、周治氏の家地主経営関係をはじめとする近代文書が多く伝存しています。が、今回は近世分のみを公開します。新治村須川区有では貞享検地帳が閲覧できることになりました。

●郷土史研究講座のご案内

今年度は今までに県史編さんに携った方々と共に県史を読み、その内容を紹介していただくことにしました。県史が内容的に難しく、資料を読みこなすことができないと考える方など、多数の受講をお待ちしております。

★テーマ 群馬県史を読む

★期日・内容・講師

第一回 8月1日(土)「御指令本書と地方政治」(丑木幸男、県史編さん室主任兼専門員)

第二回 8月8日(土)「祈りと誓い」(寄進状と起請文) (千々和到東京大学助教授)

第三回 8月22日(土)「上野国の古代仏教」(菅原征子、元相模女子大学講師)

第四回 8月29日(土)「近世の貢租と農民の負担」(淡路博和、新島学園高等学校教諭)

時間は各回とも午後二～四時です。

★応募方法

電話で直接お申し込み下さい。

募集人員七〇名(先着順) 受講料無料。

●展示の予定

★勢多・前橋地区諸家文書展 7月28日～8月30日、富士見村の中島・秋原家、前橋市の新堀自治会・井田家、旧前橋藩士の速水家の主要文書の展示。

★明治初期の地籍図展 10月20日～11月22日、地租改正に関わって作製された地籍がどのように作られたのかを、完成品とともに概観していただく予定です。なお、展示と関連した特別講演「地籍図ができるまで」(佐藤基次郎、日本女子大学名誉教授) も行う予定です。

●長期古文書読解講座

7月12日～2月7日の日曜日に二〇回にわたって開催します。



あゆみ

蛎魚の会・古文書同好会の学習継続

62・2・8 昭和六十一年度長期古文書読解講座、修了式

62・3・2 常設展開始

62・2・6 文書館運営協議会開催

62・3・31 紀要「双文」四号発刊

62・4・1 文書館運営協議会委員19名委嘱、文書館文書調査員23名委嘱

62・4・2 明治期の地籍図表具開始

62・5・19 群馬県諸藩関係資料マイク口撮影(館林藩榊原家・上越市、館林藩越智松平家・浜田市、津山市)

62・5・24 古文書読解入門講座開始、(5月31日、6月7日、14日、21日修了式)

62・5・26 月夜野町文書調査(旧古馬牧村・桃野村文書)

62・6・1 行政文書管理受任・収集、引き継ぎ作業開始

62・6・18 文書館運営協議会開催

62・6・27 全史料協関東部会月例研究會当館で開催。